平成２７年（フ）第２２６１号
横浜市泉区和泉町5627番地３　アズフローラいずみ野107号
債務者　小林智佳子
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　友深
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月８日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５６号
山梨県甲斐市岩森770番地９
債務者　長田　　厚
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　正毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５４号
山梨県笛吹市石和町小石和170番地３
債務者　藤巻　保則
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤　高晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２６号
岩手県一関市真柴字中田185番地86
債務者　千葉雄治郎
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第８４号
山形県村山市大字楯山1293番地
債務者　奥山　祐子
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９１号
山形市東原町１丁目10番16号
債務者　佐藤　守康
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９５号
山形市双月町３丁目10番15号　ガーデンハウス双月　Ｃ－２号、前住所山形市五十鈴１丁目２番23号　ノースクラール　104号
債務者　原田　静子
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３２０号
北九州市八幡西区皇后崎町１番10―1103号
債務者　大塚　尚子
1　決定年月日時　平成28年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３６０号
北九州市小倉南区北方２丁目31番44号（寿荘６号）
債務者　石井　美加（旧姓大久保）
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３６１号
北九州市八幡西区東鳴水２丁目11番27号
債務者　柳田　暁宏
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３６８号
北九州市小倉北区片野新町２丁目11番14―402号
債務者　溝口　和幸
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１３０号
北海道亀田郡七飯町大川４丁目６番３号
債務者　笠島菜穂子
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１４４号
函館市宮前町34番27号
債務者　鈴木　廣途
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１４５号
函館市宮前町34番27号
債務者　鈴木　朋美
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１４７号
北海道北斗市七重浜７丁目７番38号　グランベリー七重浜　202
債務者　西田　一貴
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１４９号
函館市若松町31番６号　はこだて学園わかまつ
債務者　西谷久美子
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３０号
宮城県石巻市開成１―40　仮設開成14団地７―２、住民票上の住所宮城県石巻市南浜町３丁目19番４―14号
債務者　吉田　美和
1　決定年月日時　平成28年７月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係